

岡山県 J R 在来線利用促進検討協議会 規約

(名称及び目的)

第1条 本協議会は、岡山県 J R 在来線利用促進検討協議会（以下「協議会」という。）と称し、県内の J R 在来線の利用を促進し、もって路線の維持と地域の振興に資することを目的とする。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) J R 在来線に係る調査・研究に関すること
- (2) J R 在来線の利用促進に関すること
- (3) その他、協議会の目的を達成するために必要なこと

(構成)

第3条 協議会は、別記に掲げる者（以下「会員」という。）をもって構成する。

- 2 協議会は、前項の会員以外の者又は団体に、オブザーバーとして参画を求めることができる。

(会長)

第4条 協議会には会長を置き、会員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会の会務を総理する。
- 3 会長に事故のあるときは、会長があらかじめ指名する会員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会員が会議に出席できないときは、会員の所属する組織の中から代理者を出席させることができる。

(ワーキングチーム)

第6条 会長は、第2条各号に掲げる事業を行うため、必要に応じてワーキングチームを設置することができる。

- 2 ワーキングチームの構成及び運営に必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、岡山県県民生活部県民生活交通課に置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和4年7月25日から施行する。

別記（第3条第1項関係）

団 体 名	職 名
岡山県	県民生活交通課長
岡山市	交通政策課長
倉敷市	交通政策課長
津山市	商業・交通政策課長
玉野市	公共施設交通政策課長
笠岡市	企画政策課長
井原市	企画振興課長
総社市	交通政策課長
高梁市	市民課長
新見市	交通対策課長
備前市	公共交通課長
瀬戸内市	企画振興課長
赤磐市	政策推進課長
真庭市	くらし安全課長
美作市	くらし安全課長
浅口市	地域創造課長
和気町	危機管理室長
早島町	まちづくり企画課長
里庄町	企画商工課長
矢掛町	企画財政課長
新庄村	総務企画課長
鏡野町	まちづくり課長
勝央町	総務部参事
奈義町	総務課長
西粟倉村	総務企画課長
久米南町	総務企画課長
美咲町	くらし安全課長
吉備中央町	総務課長
西日本旅客鉄道(株)岡山支社	地域交通課長

(オブザーバー)

団 体 名	職 名
岡山県備前県民局	地域づくり推進課長
岡山県備中県民局	地域づくり推進課長
岡山県美作県民局	地域づくり推進課長

※その他、協議会が必要と認める者又は団体